

議 第 157 号

令和 4 年 9 月 5 日提出

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 熊本市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例第2条の規定の適用については、同条第2項第1号中「定めて任用されている職員」とあるのは、「定めて任用されている職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用されている職員を除く。）」とする。

(提出理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。